## 認定制度※を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業

医師少数区域等(医師少数区域、医師少数スポット)における医師の確保のため、認定を取得した医師が医師少数区域等に留まって勤務しながらキャリア形成が可能となるよう、医師少数区域等に所在する病院又は診療所に対して研修受講経費等の助成を行います。

※ 厚生労働大臣が、臨床研修等修了医師の申請に基づき、医師の確保を特に図るべき区域における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験を有するものであることの認定を行うもの(医療法第5条の2第1項)

## <イメージ図> 医師 医師少数区域等の 厚牛労働省 病院又は診療所 (九州厚牛局) ① 医師少数区域等における ② 申 請 6カ月以上の勤務 3 認 定 <認定要件> ・医師少数区域等で6か月以上勤務(※) ※ 認定の対象となるのは、令和2年4月以降の勤務 4 医師少数区域経験認定医師の 県 (臨床研修中の期間を除く。) ・幅広い病態に対応する継続的な診療や保健指導 研修受講経費等の助成(※) ・他の医療機関や介護・福祉事業者等との連携 ※ 補助基準額と実支出額のいずれか ・健康診査や保健指導等の地域保健活動 等 少ない金額の1/2以内

## 対象となる経費

- ・研修受講経費(医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための研修受講に必要な研修受講料・旅費)
- ・専門書購入経費(医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための新たな専門書購入に必要な図書購入費)
- ・他病院勤務経費(専門領域のレベル維持のために他病院等で実績を積むために必要な旅費)